



オンライン診療のさらなる活用に向けて

協会紹介



70社ほどの医療機器ベンチャー、医療ITベンチャー、起業家、医療者からなる業界団体

● 設立趣旨

医療・ヘルスケア事業に関する国内外の企業、諸団体、関係省庁等との情報交換及び連携、協力のための活動を通じて、オープンイノベーションを促進させることにより、日本の医療・ヘルスケア市場の活性化及び世界の医療・ヘルスケア業界におけるプレゼンス向上に貢献すること

● 役員

理事長：和田 裕、副理事長：山本 隆太郎、松尾 尚英
理事：阿部 吉倫、小川 智也、落合 孝文、加藤 浩晃、坂野 哲平、梶橋 由幾、原 聖吾、
坂野嘉郎、藤原 選、物部真一郎

● 活動内容

セミナー・シンポジウム・分科会の開催、定例会・総会の開催
行政機関・関係団体との意見交換会・勉強会

● 現在の分科会

オンライン診療、医療機器、人工知能、PHR



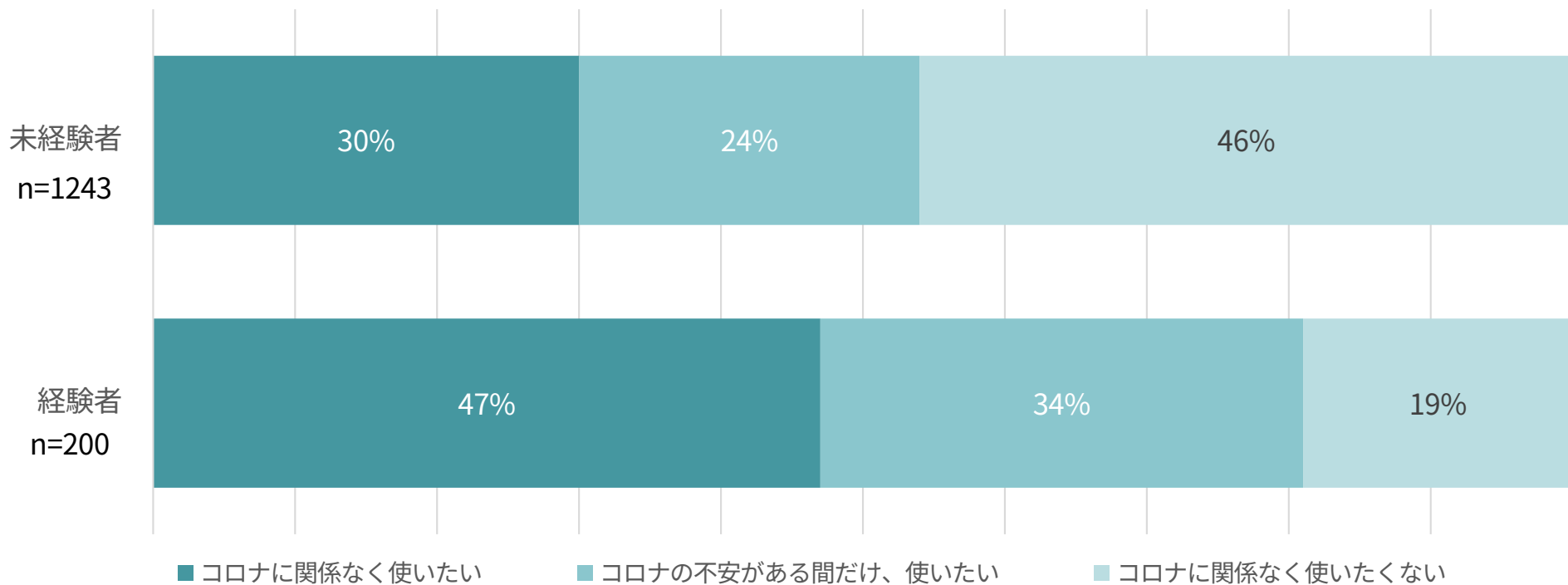
WEB <https://jmva.or.jp>
Mail info@jmva.or.jp

1. オンライン診療の概況
2. オンライン診療に関する要望
 1. 要望の概要
 2. 精神科
 3. 小児
 4. 外来管理加算
3. 参考資料



オンライン診療の利用意向は利用経験の有無で差があり、
未経験者では5割、利用経験者は8割が再度の利用意向を示している

オンライン診療の利用意向
(n=1443、20歳以上の男女を対象としたアンケート調査、2022年5月実施)

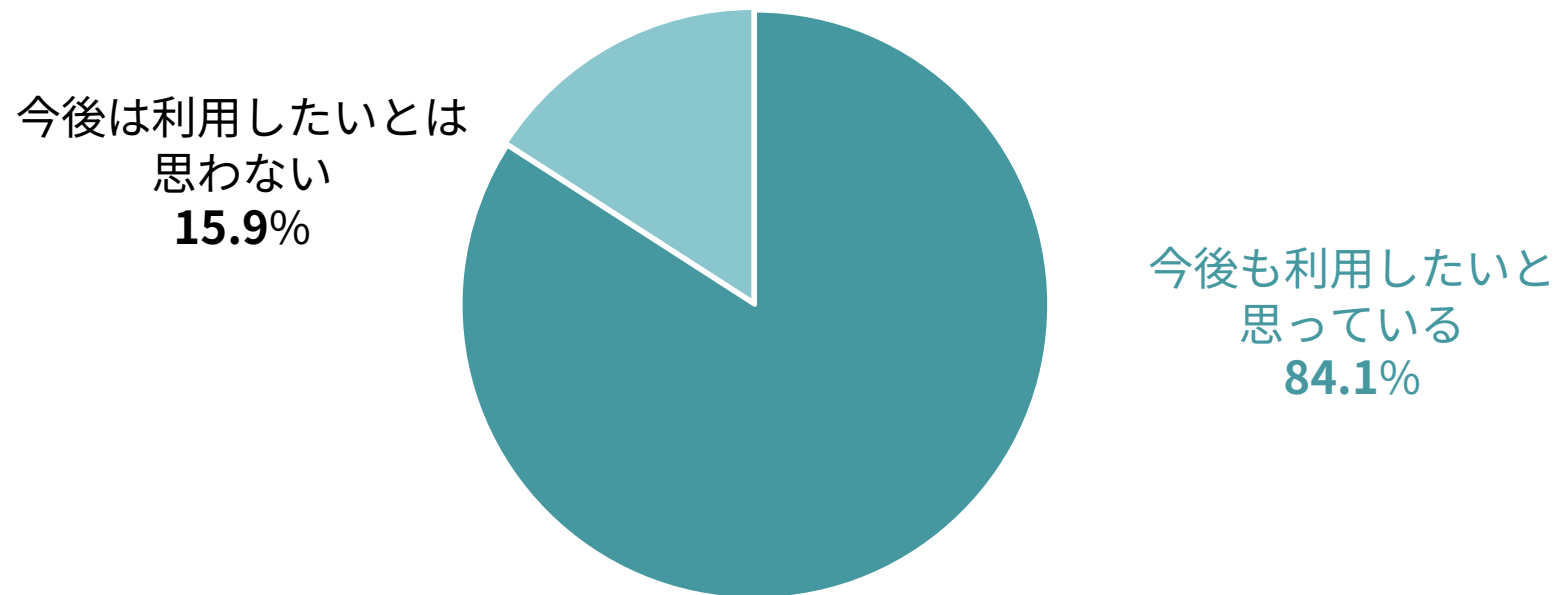




別の調査でも、オンライン診療の利用経験者の約8割が継続利用意向を示した

オンライン診療の利用意向

(n=82、20歳以上の3大都市圏生活者かつオンライン診療の利用経験がある方)





オンライン診療に関する要望の概要

(1) 精神科診療時のオンライン診療における要望

- 令和6年度診療報酬改定で、オンライン診療時も現行の通院・在宅精神療法（例:330点）の約9割（例:287点）を算定できるようにすべき

(2) 小児科診療時のオンライン診療における要望

- 令和6年度診療報酬改定で、オンライン診療時も現行の小児科外来診療料（例:406点）や小児かかりつけ診療料（例:448点）の約9割（例:353点／390点）を算定できるようにすべき

(3) 外来管理加算に関する要望

- オンライン診療時も現行の外来管理加算（52点）と同等の点数を算定できるようにすべき



(1) 精神科診療時のオンライン診療における要望

提言

令和6年度診療報酬改定において、令和4年診療報酬改定に倣い、オンライン診療時も現行の通院・在宅精神療法（例:330点）の約9割（例:287点）を算定できるようにすべき

背景

- 新型コロナウイルス感染症流行前は、オンライン診療における診療報酬の算定対象が厳しく限定されていたが、流行後に特例措置として疾患の制限なく算定が可能となった
- 令和4年度診療報酬改定では、これまでより多くの診療科において医学管理料の算定が可能となったが、精神科に関する管理料（通院・在宅精神療法）は除外された
- 一方、海外では精神科においてオンライン診療が活用されている実態が報告されている
- 問診が中心となることの多い精神科診療は、オンライン診療との親和性が高いと考えられるが、本邦ではオンライン診療時には通院・在宅精神療法の算定が認められておらず、関連する加算もないため、対面診療時との診療報酬の差が大きい
- さらに、新型コロナウイルスに対する診療報酬上の特例措置が7月末に廃止となり、多くの診療科で令和4年度診療報酬への移行が可能な中、算定可能な精神科の加算が無くなった
- 精神科においては他診療科よりも大きな自己負担金を徴収する傾向にあり、患者負担増によって精神科でオンライン診療へのアクセスが損なわれる可能性がある
- 病状や心理的な要因から、外出を伴う通院が困難となりやすい疾患特性をふまえると、患者にとって精神科医療機関へのオンラインでの医療アクセスの機会を確保することは重要



オンライン診療時の診療報酬は対面時の3割程度にとどまる

【算定例】

精神保健指定医が、入院歴のない成人患者に5～30分診察（再診）し、院外処方した場合

対面診療		オンライン診療 (特例措置) ※1		オンライン診療 (通常時)	
再診料	73点	電話等再診料	73点	再診料※2	73点
通院精神療法 八(2)①	330点	特定疾患療養管理料2	147点	—	
明細書発行体制等加算	1点	明細書発行体制等加算	1点	明細書発行体制等加算	1点
処方箋料	68点	処方箋料	68点	処方箋料	68点
<hr/>		<hr/>		<hr/>	
診療報酬合計	472点	診療報酬合計	289点	診療報酬合計	142点

※2 情報通信機器を用いた場合

※1 令和5年7月31日をもって終了



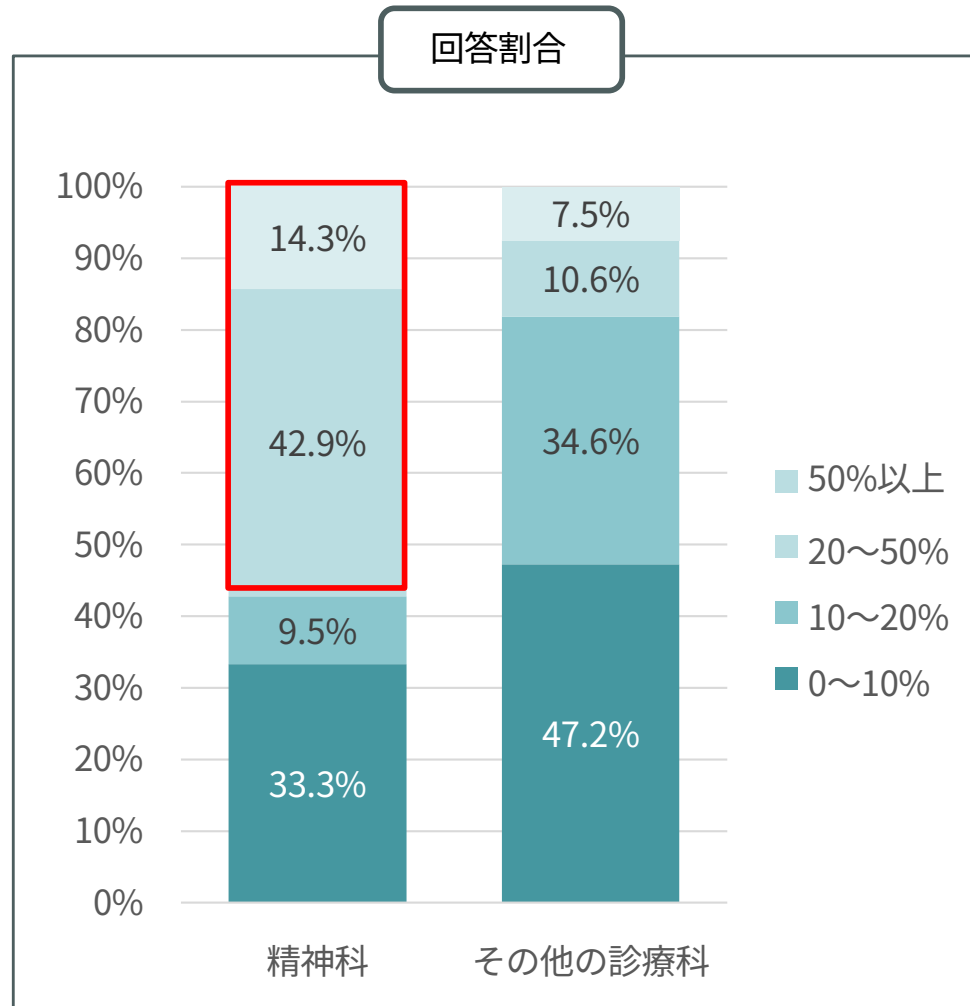


医療機関を対象とした調査では、精神科はオンライン診療を活用可能とする患者の割合が高いという回答の割合が他科と比較して多かった

Q2 Q1で選択された診療科について、一般的に、オンライン診療を活用できそうな患者の割合はどの程度ですか？貴院での診療状況ではなく、診療科の一般的なイメージでご回答ください

回答数

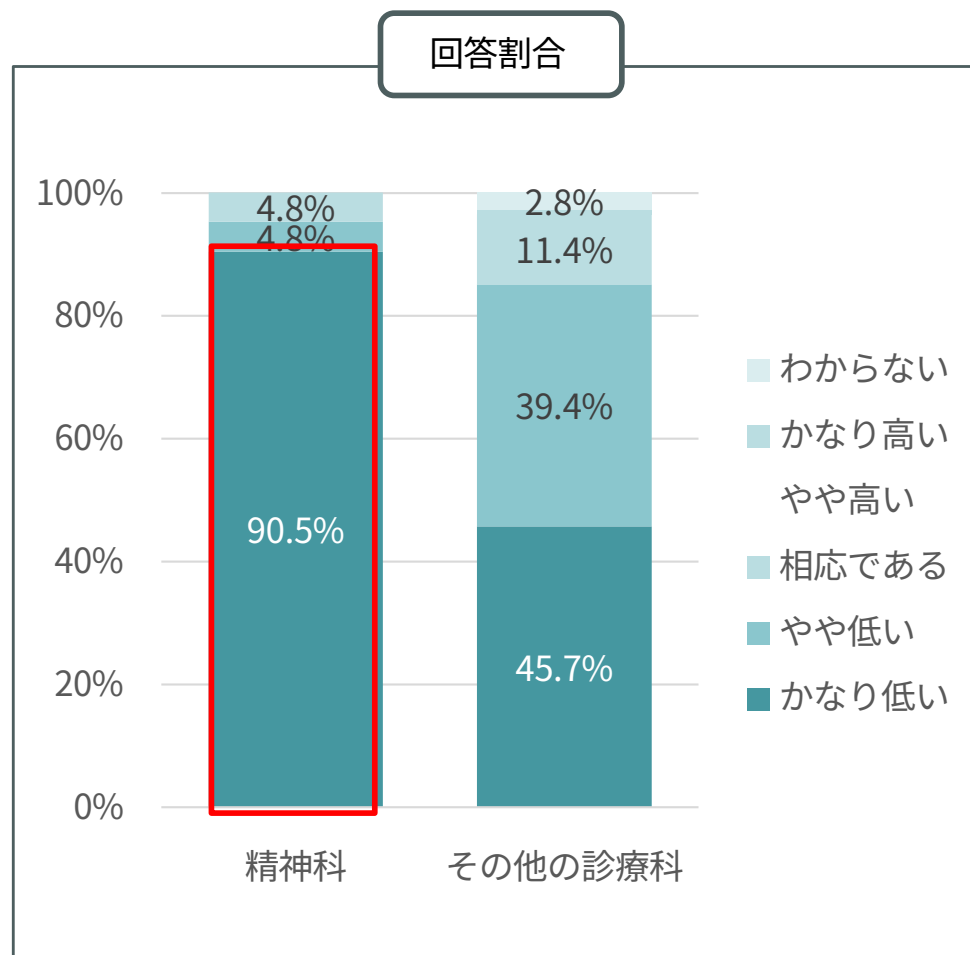
	精神科	その他の診療科
0~10%	7	120
10~20%	2	88
20~50%	9	27
50%以上	3	19
計	21	254



オンライン診療時の診療報酬を「かなり低い」と回答した割合が精神科においては9割にのぼる

Q3 Q1で選択された診療科について、オンライン診療を実施した時の保険診療における診療報酬については、どのように評価していますか？

回答数		
	精神科	その他の診療科
かなり低い	19	116
やや低い	1	100
相応である	1	29
やや高い	0	0
かなり高い	0	2
わからない	0	7
計	21	254

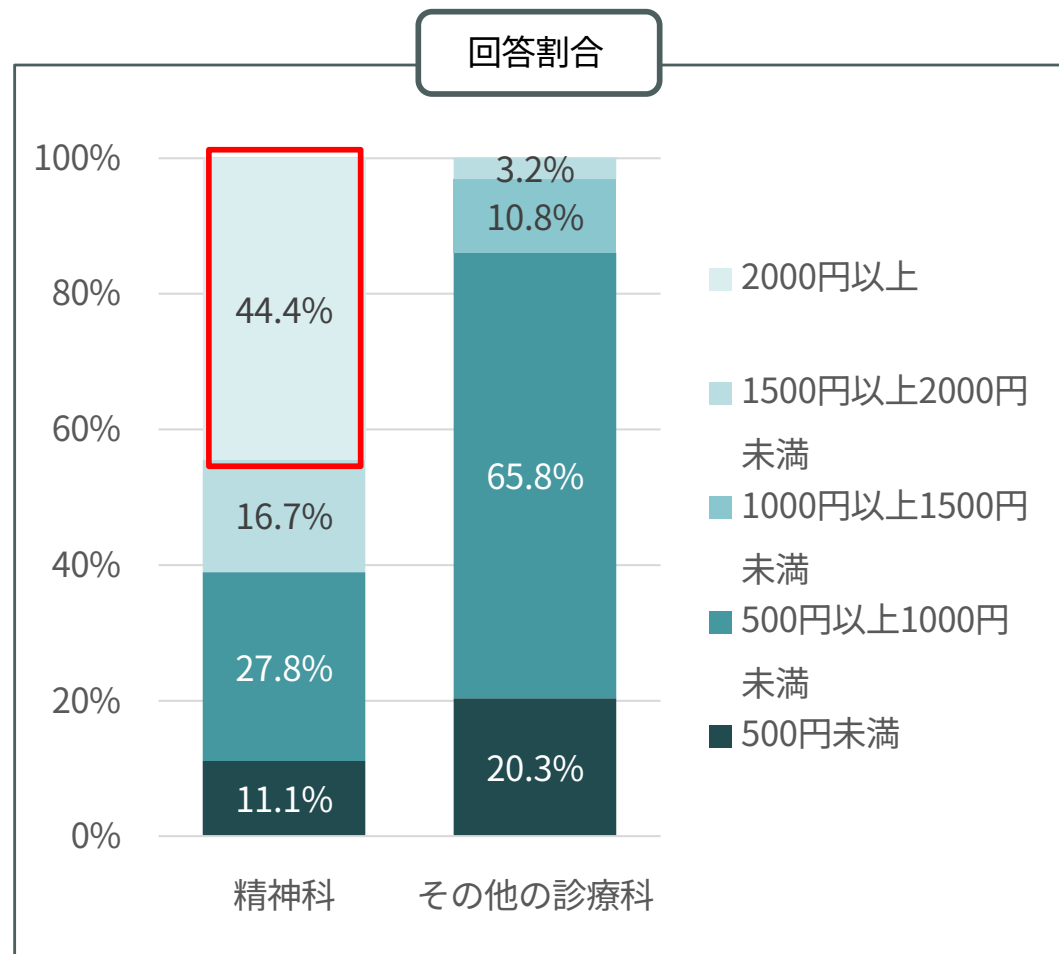




精神科は他診療科と比べて多くの保険外負担金を徴収しており 2000円以上を設定している診療科は精神科のみであった

Q6 徴収する保険外負担金の設定金額を教えてください。（複数設定ある場合は、より高額な方を選択してください。）

	回答数	
	精神科	その他の診療科
500円未満	1	32
500円以上 1000円未満	5	104
1000円以上 1500円未満	0	17
1500円以上 2000円未満	3	5
2000円以上	8	0
計	17	158



(2) 小児科診療時のオンライン診療における要望

提言

令和6年度診療報酬改定で、令和4年度診療報酬改定に倣い、オンライン診療時も現行の小児科外来診療料(例:406点)・小児かかりつけ診療料(例:448点)の約9割(例:353点/390点)を算定できるようにすべき

背景

- 新型コロナウイルス感染症流行前は、オンライン診療における診療報酬の算定対象が厳しく限定されていたが、流行後に特例措置として疾患の制限なく算定が可能となった
- 令和4年度診療報酬改定ではこれまでより多くの医学管理料算定が可能となったが、小児科外来診療料と小児かかりつけ診療料は対象外となった
- 子どもを病院に連れていくことは保護者にとって大きな負担であり、オンライン診療は通院負担を軽減する。加えて、子どもにとって自宅での診療の方がリラックスできる点からも相性が良い
- 子どもへのオンライン診療提供は医療アクセス確保のみならず子育て支援の観点からも重要
- 小児科外来診療料・小児かかりつけ診療を算定する医療機関においては、対面診療時との診療報酬の差が大きい
- さらに、新型コロナウイルスに対する診療報酬上の特例措置が7月末に廃止となり、令和4年度診療報酬に移行できる管理料がないため、算定可能な診療報酬は大幅に低下した
- 患者のために一部の医療機関は対応しているものの、他診療科と比較し診療報酬上の扱いが低いことから、他診療科と比較し小児医療における医療アクセスが制限される可能性がある



オンライン診療時の診療報酬は対面時の3割程度にとどまる

【算定例】

小児科標榜の医療機関において、6歳未満の乳幼児を診察（再診）し、院外処方した場合

対面診療	オンライン診療 (特例措置) ※1	オンライン診療 (通常時)
—	電話等再診料 73点	再診料※2 73点
小児科外来診療料 406点	—	—
—	明細書発行体制等加算 1点	明細書発行体制等加算 1点
—	処方箋料 68点	処方箋料 68点
診療報酬合計 406点	診療報酬合計 142点	診療報酬合計 142点

※2 情報通信機器を用いた場合

※1 令和5年7月31日をもって終了





(3) 外来管理加算に関する要望

提言

対面診療と同等の医療提供が可能な場合においては、オンライン診療時も現行の外来管理加算(52点)と同等の点数を算定できるようにすべき

背景

- 外来管理加算は「一定の処置や検査等を必要としない患者に対して、懇切丁寧な説明や計画的な医学管理等といった医療行為を行うことを包括的に評価したものであり、一定の処置や検査等を実施せずに計画的な医学管理を行なった場合に算定できる」と定められており、現在幅広い診療科の再診時に算定されている。
- 現在は対面診療を前提とした加算となっており、本来の趣旨に沿うはずのオンライン診療時に算定できない。

中医協 診-2-1
19.11.2

外来管理加算について

第1 現状

- 1 外来管理加算は、一定の処置や検査等を必要としない患者に対して、懇切丁寧な説明や計画的な医学管理等といった医療行為を行うことを包括的に評価したものであり、一定の処置や検査等を実施せずに計画的な医学管理を行った場合に算定できることとされている。



外来管理加算を算定できないことにより オンライン診療時の診療報酬は対面時の7割程度にとどまる

【算定例】

診療所において計画的な医学管理のもと、処置・リハビリ等を行わず診察（再診）し、院外処方した場合

対面診療		オンライン診療 (特例措置※1)		オンライン診療 (通常時)	
再診料	73点	電話等再診料	73点	再診料※2	73点
外来管理加算	52点	—	—	—	—
明細書発行体制等加算	1点	明細書発行体制等加算	1点	明細書発行体制等加算	1点
処方箋料	68点	処方箋料	68点	処方箋料	68点
<hr/>		<hr/>		<hr/>	
診療報酬合計	194点	診療報酬合計	142点	診療報酬合計	142点

※2 情報通信機器を用いた場合

※1 令和5年7月31日をもって終了



実際の診療の現場において、外来管理加算を算定している診療内容は オンライン診療でも十分に対応可能と考えられる



東京都・内科

再診料とセットで、基本的な診療料として算定している。オンラインであっても喉の画像を映していただいたり、皮膚や体の動きを見るなど、視診等による身体診察をしている。

対面診療において聴診器を持っていない医者は外来管理加算を取れないか、というところではないので、オンライン診療において外来管理加算が取れないというのは不合理



神奈川県・内科



東京都・産婦人科

産婦人科領域においてエコーを含めた検査が毎回必須であるわけではなく、問診・処方のみの場合にはオンライン診療でも同等の医療提供は可能であり、オンライン診療で外来管理加算が取れないというのは不思議

1. オンライン診療に関する診療報酬について
2. JMVA「オンライン診療と診療報酬についての実態調査」
3. オンライン診療の利用状況調査結果（オンライン診療ベンダー5社共同アンケート）

令和4年度診療報酬改定において情報通信機器を用いた場合の管理料等が見直され、一律100点から対面診療時の87%程度の算定が可能となった

医学管理等に係る評価の見直し

➤ 現行においても情報通信機器を用いた場合の点数が設定されているが、評価の見直しを行った医学管理等（医学管理料）

	現行の対面診療における評価	情報通信機器を用いた場合の評価
B000 特定疾患療養管理料		
1 診療所の場合	225点	196点
2 許可病床数が100床未満の病院の場合	147点	128点
3 許可病床数が100床以上200床未満の病院の場合	87点	76点
B001 5 小児科療養指導料	270点	235点
B001 6 てんかん指導料	250点	218点
B001 7 難病外来指導管理料	270点	235点
B001 27 糖尿病透析予防指導管理料	350点	305点
C101 在宅自己注射指導管理料		
1 複雑な場合	1,230点	1,070点
2 1以外の場合		
イ 月27回以下の場合	650点	566点
ロ 月28回以上の場合	750点	653点

➤ 今回新たに、情報通信機器を用いて行った場合の医学管理等（医学管理料）について評価を行ったもの

	現行の対面診療における評価	情報通信機器を用いた場合の評価
B001 1 ウイルス疾患指導料		
ウイルス疾患指導料 1	240点	209点
ウイルス疾患指導料 2	330点	287点
B001 8 皮膚科特定疾患指導管理料		
皮膚科特定疾患指導管理料（Ⅰ）	250点	218点
皮膚科特定疾患指導管理料（Ⅱ）	100点	87点
B001 18 小児悪性腫瘍患者指導管理料	550点	479点
B001 22 がん性疼痛緩和指導管理料	200点	174点
B001 23 がん患者指導管理料		
イ 略	500点	435点
ロ 略	200点	174点
ハ 略	200点	174点
ニ 略	300点	261点
B001 24 外来緩和ケア管理料	290点	252点
B001 25 移植後患者指導管理料		
イ 臓器移植後の場合	300点	261点
ロ 造血幹細胞移植後の場合	300点	261点
B001 31 腎代替療法指導管理料	500点	435点
B001-2-3 乳幼児育児栄養指導料	130点	113点
B001-9 療養・就労自立支援指導料		
1 初回	800点	696点
2 2回目以降	400点	348点
B005-6 がん治療連携計画策定料 2	300点	261点
B005-6-4 外来がん患者在宅連携指導料	500点	435点
B005-8 肝炎インターフェロン治療計画料	700点	609点
B008-2 薬剤総合評価調整管理料	250点	218点



令和4年度診療報酬改定において、精神医療における情報通信を用いた医学管理等に係る評価は見直しの対象外とされた

【Ⅲ-2 医療における ICT の利活用・デジタル化への対応-③】

③ 情報通信機器を用いた医学管理等に係る 評価の見直し

第1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症に係る特例的な措置における実態も踏まえ、情報通信機器を用いた場合の医学管理等について、要件及び評価を見直す。

第2 具体的な内容

情報通信機器を用いて行った医学管理等については、以下のとおり整理する。

- 検査料等が包括されている医学管理等については、情報通信機器を用いた実施を評価の対象としない。
- 上記以外の医学管理等については、以下に該当するものを除き、評価の対象とする。
 - ① 入院中の患者に対して実施されるもの
 - ② 救急医療として実施されるもの
 - ③ 検査等を実施しなければ医学管理として成立しないもの
 - ④ 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において、実施不可とされているもの
 - ⑤ 精神医療に関するもの

国内外の精神科オンライン診療に対する報酬に関する調査研究において日本及び中国一部地域を除く地域において対面と同等以上の報酬であった

Table 3. Insurance reimbursement for telepsychiatry (summary version)

	Is telepsychiatry covered by public health insurance?		Limitations on diseases, regions, etc. that are covered by public health insurance for telepsychiatry?		Is the price for telepsychiatry care equal to or more than that of in-person care?	
	Until December 2019	As of May 2020	Until December 2019	As of May 2020	Until December 2019	As of May 2020
Australia	Yes		Yes	No	Yes	
Brazil	Yes		No		Yes	
Canada (Ontario)	Yes		No		Yes	
China	Yes (only some regions)		No		Prices vary by region	
Denmark	Yes		No		No	Yes (conditions apply)
Egypt	Yes		No		Yes	
Germany	Yes		Yes	No	No	Yes
India	No	Yes (conditions apply)	No	Yes (conditions apply)	Yes	
Italy	Yes		Yes		Yes	
Japan	Yes		Yes	No	No	No (price difference lessened with easing of restrictions)
South Africa	Yes		Yes	Yes (restrictions slightly eased)	Yes	
South Korea	N/A ^a	Yes	N/A ^a	No	N/A ^a	Yes
Spain (Madrid)	Yes (conditions apply)	Yes	Yes	No	Yes	
Taiwan	Yes		No		Yes	
Turkey	Yes		No		Yes	
UK (England)	Yes		No		Yes	
USA (New York)	Yes (conditions apply)	Yes	Yes	No	Yes	

N/A, not applicable.

^aTelemedicine not established for general patient care.



オンライン診療と診療報酬についての実態調査

- 実施主体：日本医療ベンチャー協会（MICIN、メドレー、MRT）
- 調査対象：上記オンライン診療ベンダー3社のいずれかと契約している医療機関
- 背景：R4年診療報酬改定により、オンライン診療時の診療報酬の在り方は大幅に見直された。しかし、依然、対面診療と比較して点数が厳しいという声は散見され、診療科により偏りが見られる
- 目的：診療科による診療報酬に対する意識や状況の相違について、現状を把握する
- 実施期間：2023年9月22日~10月2日
- 回答総数：275
- 調査方法：インターネット調査

Q1 貴院での主たる診療科を選択してください（複数該当する場合、最も比重の高い診療科を1つ選択してください）

精神科	その他の診療科	総数
21	254	275





回答者の診療科内訳は以下の通りであった

診療科	回答数
精神科	21
小児科	25
内科総数	131
一般内科	99
消化器内科	12
循環器内科	6
糖尿病内科	6
呼吸器内科	4
脳神経内科	2
腎臓内科	1
心療内科	1
外科総数	9
乳腺外科	6
外科	3

診療科	回答数
産婦人科	32
耳鼻咽喉科	14
皮膚科	12
脳神経外科	10
整形外科	7
泌尿器科	3
リハビリテーション科	2
放射線科	2
麻酔科	2
形成外科	1
美容外科	1
眼科	1
救急科	1
アレルギー科	1



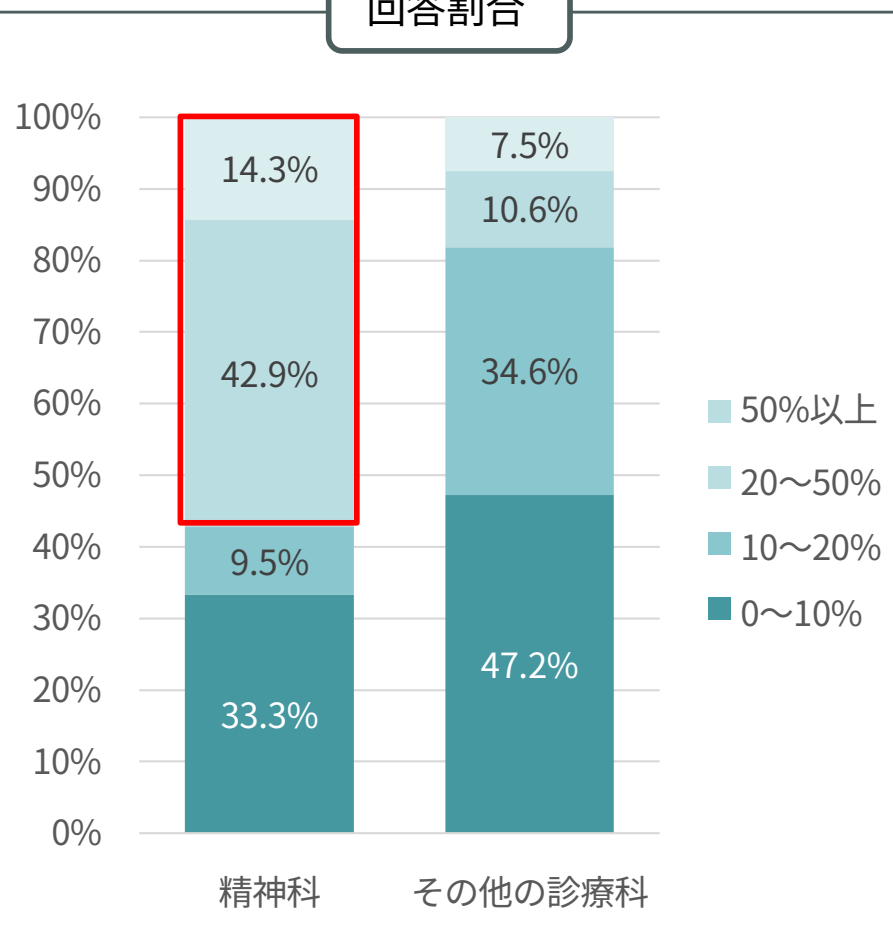
オンライン診療を活用できそうな患者の割合について、精神科は他の診療科に比較して「20%～50%以上」「50%以上」という回答の割合が高かった

Q2 Q1で選択された診療科について、一般的に、オンライン診療を活用できそうな患者の割合はどの程度ですか？貴院での診療状況ではなく、診療科の一般的なイメージでご回答ください。

回答数

	精神科	その他の診療科
0～10%	7	120
10～20%	2	88
20～50%	9	27
50%以上	3	19
計	21	254

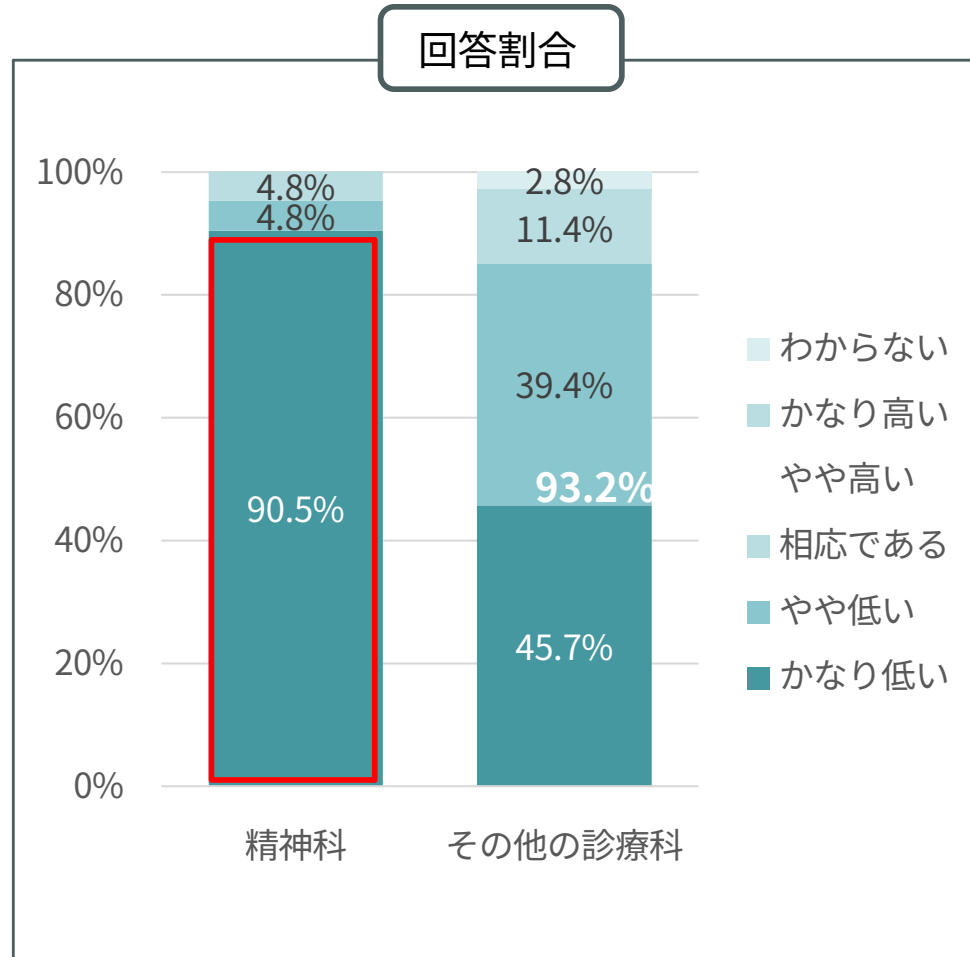
回答割合



オンライン診療を実施した時の診療報酬について、精神科はその他の診療科に比較して、「かなり低い」という回答の割合が高かった

Q3 Q1で選択された診療科について、オンライン診療を実施した時の保険診療における診療報酬については、どのように評価していますか？

回答数		
	精神科	その他の診療科
かなり低い	19	116
やや低い	1	100
相応である	1	29
やや高い	0	0
かなり高い	0	2
わからない	0	7
計	21	254





調査対象医療機関の80%が保険診療を実施しており そのうち79%が保険外負担金を徴収していた

Q4 貴院では保険診療でのオンライン診療を実施していますか？

	精神科	その他の診療科	計
実施している	19 (90.5%)	203 (79.9%)	222
実施していない	2 (9.5%)	51 (20.1%)	53

Q5 オンライン診療実施時に、患者同意のもと、通話料等の保険外負担金を徴収していますか？

	精神科	その他の診療科	計
実施している	17 (89.5%)	158 (77.8%)	175
実施していない	2 (10.5%)	45 (22.2%)	47

保険診療を実施していると回答した175例のみQ6に進んでいただいた



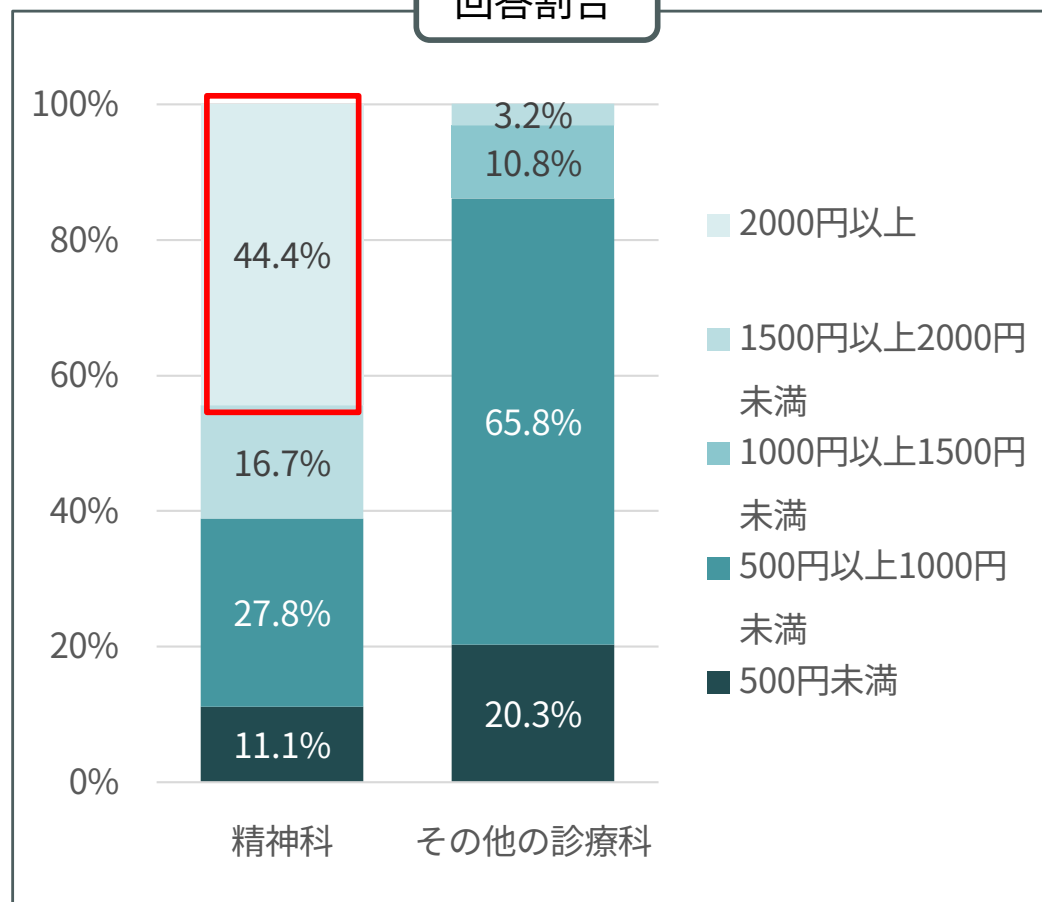
保険外負担金を徴収している医療機関において、その徴収額は精神科において高い傾向にあり、2000円以上を設定している診療科は精神科のみであった

Q6 徴収する保険外負担金の設定金額を教えてください。
(複数設定ある場合は、より高額な方を選択してください。)

回答数

	精神科	その他の診療科
500円未満	1	32
500円以上 1000円未満	5	104
1000円以上 1500円未満	0	17
1500円以上 2000円未満	3	5
2000円以上	8	0
計	17	158

回答割合





結果と考察

- 診療科ごとの検討では、精神科を除き、各問の解答に著しい偏りはみられなかった
- 「精神科」と「その他の診療科」との2群において検討した
- 回答数の偏りはあるものの、精神科においては、他の診療科に比較して、オンライン診療時の診療報酬点数が低いと感じている解答が多く見られた
- 同時に、任意で設定される保険外負担金（療養の給付と直接関係ないサービス等の費用）の額がその他の診療科よりも高い傾向が認められた
- 患者負担額が大きくなることにより、本来オンライン診療の適応がある精神科通院患者において、費用がハードルとなって受診できない可能性も考えられる





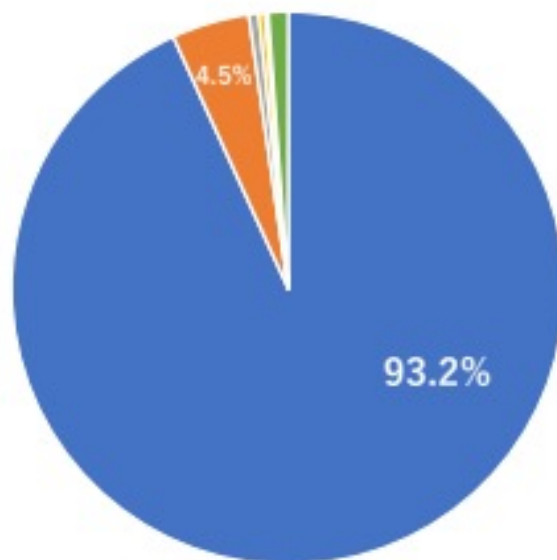
オンライン診療の利用状況結果調査

- 実施主体：オンライン診療ベンダー5社(インテグリティヘルスケア、MICIN、メドレー、MRT、LINEヘルスケア)
- 調査対象：上記オンライン診療ベンダーと契約している医療機関
- 実施期間:2022年10月11日～10月24日
- 回答総数：528
- 調査方法：インターネット調査(一部電話調査)



問1 現在、実施されているオンライン診療は対面診療を含めた診療全体のどの程度を占めていますか。

9割以上の医療機関において、診療全体に対するオンライン診療の占める割合は1割以下であった。

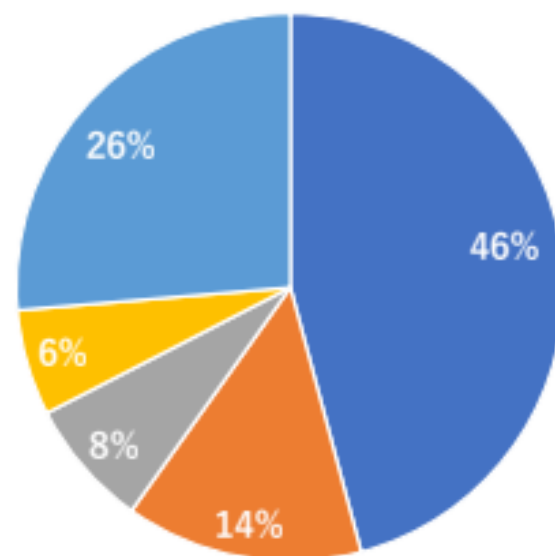


■ 0-1割 ■ 1-2割 ■ 2-3割 ■ 3-4割 ■ 4-5割 ■ 5割以上

総数	0-1割	1-2割	2-3割	3-4割	4-5割	5割以上
528	492	24	3	2	1	6

問2 オンライン診療を受診される患者で、貴院の近隣（対面診療でも十分に通院可能な範囲）に在住・在勤・在学の方の割合はどの程度でしょうか。

多くの医療機関において近隣の患者を中心にオンライン診療が行われているが、一部の医療機関においては主に遠方の患者に対して行っている場合もある。



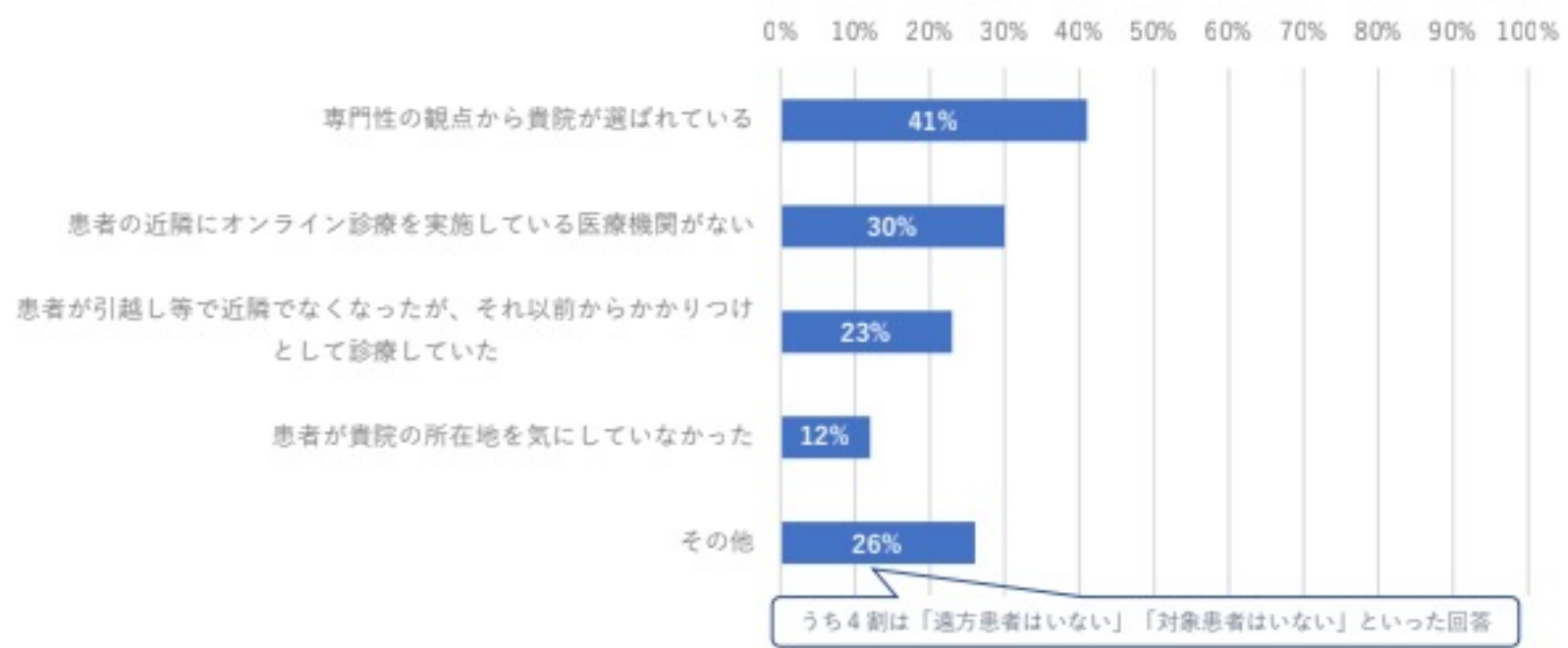
■ 8-10割 ■ 6-8割 ■ 4-6割 ■ 2-4割 ■ 0-2割

総数	8-10割	6-8割	4-6割	2-4割	0-2割
528	242	74	40	33	139

問3 オンライン診療を受診されている近隣（対面診療でも十分に通院可能な範囲）の患者以外で、貴院をオンライン診療で受診されている理由はどのようなものがありますか。
 （複数回答可）

遠方の患者に対してオンライン診療が実施されている主な理由は専門性によるものである。また、近隣にオンライン診療実施医療機関がないためにやむを得ず遠方の医療機関を受診している患者もいるが、今後のオンライン診療の普及によって解決されるものと考ええる。

（総数528）



問4 貴院で初診からのオンライン診療を受診される患者は下記のうちどれに当てはまりますか。（複数回答可）

初診からオンライン診療を実施している医療機関は6割程度。そのうち初診オンライン診療を受診する患者は発熱外来をはじめCOVID-19関連の理由が多い一方で、地理的・時間的な制約から選択する患者がそれらを上回っている。

